

## 令和3年度 第2回 江別市男女共同参画審議会 議事録

日 時：令和3年10月4日（月）18時16分～19時8分

場 所：江別市民会館 21号室

出席委員：12名

小内純子（会長）、尾形良子（副会長）、浦嶋昭三、工藤憲一郎、塩山慎一、田中幸恵、早瀬美知子、三浦康之、五十嵐友紀子、大西順子、久保康弘、藤王ゆかり

欠席委員：なし

事務局：5名

生活環境部 金子部長、斉藤次長  
市民生活課 大橋参事（市民協働担当）、田中主査（市民協働担当）、佐藤主事

傍聴者：3名

次 第： 1 開会

2 議事

(1) 江別市男女共同参画基本計画中間見直し版の概要について

(2) 江別市パートナーシップ宣誓制度の導入について

3 その他

4 閉会

小内会長	令和3年度第2回江別市男女共同参画審議会を開会いたします。 早速、次第6の議事に入ります。(1) 江別市男女共同参画基本計画中間見直し版の概要について、事務局より説明願います。
事務局 (田中主査)	事前にお配りしました、ピンク色の表紙の冊子「江別市男女共同参画基本計画中間見直し版」の概要について、説明させていただきます。資料2をご用意ください。 まず、計画の説明の前に、男女共同参画の定義について説明します。1ページをご覧ください。 国の男女共同参画社会基本法 第2条では、男女共同参画社会について、記載のとおり

り定義しています。

これは、男女という性別によって利益や責任に違いが生じるものではなく、個人の意思によって参画する機会が確保され、個人の能力に応じて均等に利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会ということであり、こういった社会を目指すことが、法で定められています。

それでは、江別市の男女共同参画基本計画について、ご説明させていただきます。2ページ目をご覧ください。

第1章「基本的な考え方」からご説明します。まず、江別市における計画策定に至る経過について、平成11年施行の国の男女共同参画社会基本法では、市町村の計画策定は努力義務としていましたが、江別市では、男女共同参画社会を積極的に推進するための指針として、平成14年度に計画を策定しました。

さらに、平成20年度には、「江別市男女共同参画を推進するための条例」を制定し、基本理念や市の施策の基本となる事項を定めています。

3ページに進みまして、市では平成25年度、男女共同参画審議会のご意見をいただきながら、新たな計画を策定しました。

この位置付けとしては、条例第9条に基づく、総合的、計画的に施策を推進するための指針であり、江別市の第6次総合計画である「えべつ未来づくりビジョン」を推進するための個別計画となっています。

計画期間は平成26年度から35年度までの10年間ですが、中間年である平成30年度に見直しを行い、計画の一部を、国の女性活躍推進法に基づく推進計画に位置付けました。

本計画は、長期的な展望に立った7つの基本方針と、市が主体的かつ重点的に取り組む2つの重点項目で構成されています。

続いて4ページをご覧ください。第2章「計画の内容」について説明します。

最初に、基本方針1「男女平等・共同参画社会の実現に向けた意識づくり啓発の推進」です。

現状として、中間見直し時の平成30年5月に実施した市民アンケートでは、「男性は仕事、女性は家事や育児」と考える市民は約32.4%となっており、3割を超える方が占めている状況です。

なお、今年の5月現在では21.1%と改善しつつありますが、未だ2割を超える数値となっています。

課題としては、家事や子育て、介護、地域活動への男性の参画が進まない背景として考えられる、男性自身の固定的性別役割分担意識を解消する必要があること。さらに、学校や家庭での教育において、子供の頃から男女平等意識の重要性を伝えることが必要であり、長い時間をかけて培われてきた意識を変えていくためには、あらゆる年齢層への広報・啓発の推進に取り組んでいく必要があると考えています。

また、中間見直しの新たな取り組みとして、性の多様性を認め合い、尊重し合う社会を目指し、LGBT等性的少数者への理解促進に向けた啓発に努めることとしています。

その下に記載しているのは、関連する市の計画になります。各部局が、それぞれの

計画を男女共同参画の視点を持って進めていくこととしています。

続いて5ページをご覧ください。基本方針の2番目は「政策や方針決定過程への女性の参画拡大と女性の力を活かした政策の推進」です。

条例では、審議会等の委員の数を、男女いずれか一方が委員総数の4割未満とならないように努めるものと規定されており、市では女性登用率の向上に努めておりますが、平成30年4月1日現在で26.0%、今年の4月1日現在でも30.8%と、依然として低い状態にあります。

また、市職員の女性割合については、平成30年4月1日現在で25.9%、今年の4月1日現在で27.7%となっています。管理職の女性割合については、平成30年4月1日現在で5.8%、今年の4月1日現在で9.7%という現状です。

主な取り組みとしては、引き続き、審議会等の女性委員の登用拡大を図ること、また、市職員に対しては、研修等を通じた男女共同参画意識の醸成、女性職員のキャリアアップの支援、女性の人材育成を目的としたセミナーの開催を行うこととしています。

続いて6ページをご覧ください。基本方針3「就労・雇用・起業など働く人たちの男女共同参画の推進」です。

平成27年の国勢調査では、江別市で働く女性の65.3%が非正規雇用となっており、全国平均より10%ほど高い状況でした。

なお、各種法整備などによって労働環境の改善が図られており、右上の図、年齢ごとの労働力率のグラフに見られる、30代で女性の労働力率が落ち込む、いわゆるM字カーブは、以前と比べて底が浅くなりつつあります。

しかし、今後は急速な少子高齢化の進行により、介護による就業の中断が増加する可能性も考えられますので、女性が働き続けることができる環境の整備と、結婚、出産、親の介護などで離職した人たちの仕事復帰に対する支援が課題です。

主な取り組みとしては、均等な雇用機会と待遇の確保、様々なハラスメントの防止、企業に向けたワーク・ライフ・バランスの推進、事業所内保育所の助成や介護離職の防止に向けた支援など、国の制度などの周知に努めることとしています。

次に7ページに進みまして、基本方針4「子育てや介護等、家庭生活における男女共同参画の推進」です。

平成30年5月の市民アンケートの結果では、「仕事中心の社会から仕事と家庭が両立する社会へ制度や仕組み、構造を改めることが、男女共同参画社会を目指す上で重要である」と回答した市民が男女ともに多く、特に30代の子育て世代では68.1%と高い割合を示していました。なお、今年5月のアンケートでも71.9%と高い割合を維持しています。

今後、さらに女性の社会進出が進む中で、仕事と家庭のバランスが取れた生活ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方の啓発や、子育ても介護も男女が共に支え合い、それを社会全体が支援するという意識の啓発を図り、家庭と仕事の両立に向けた子育て支援の充実や、高齢者が安心して暮らせる環境づくりの整備に努めています。

続いて8ページをご覧ください。基本方針5「あらゆる暴力根絶の取組」です。

国は法整備を進め、暴力の根絶に取り組んでいますが、DVやストーカー行為は後を絶たず、命に関わる重大な事件も相次いでいる状況です。

さらに近年では、SNSなどコミュニケーションツールの広がりに伴い、交際相手からの暴力が多様化してきている状況です。

また、DVはその家庭で育った子どもの情緒面や心身の発達、人格形成に大きな影響を与えます。

このような暴力被害は個人だけの問題ではなく、社会的な人権侵害行為であり、また、子どもの前で家族に暴力をふるうことは児童虐待であるという認識を広く浸透させる啓発が重要であり、被害の潜在化の防止や、警察や民間団体など関係機関との連携強化に力を入れ、相談窓口の情報をホームページや広報などで周知しています。

続いて9ページをご覧ください。基本方針6「生涯にわたる男女の健康支援」です。

男性も女性も、互いの身体的な差を理解し、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会を形成する前提となります。

男女は、異なる健康上の問題に直面することがありますし、特に女性は、妊娠や出産に際して、女性特有の様々な問題を心や体に抱えることがあります。

妊娠・出産に対する正しい知識や情報の普及とともに、「性と生殖に関する健康と権利」に関する意識の浸透を図り、女性特有の病気を早期発見するための検診の重要性の啓発や健康づくり情報の発信を行っていくこととしています。

また、日頃から健康を意識し、検診の受診、食生活の改善、運動習慣の定着など健康づくりの取組を進めていきます。

続いて10ページをご覧ください。基本方針7「男女共同参画の視点に立った防災・災害復興体制の整備」です。

過去、東日本大震災などの災害において、女性の視点を欠いた避難所運営により、様々な不都合が生じた事例があったことから、災害・復興時における男女共同参画の必要性が認識されてきています。

女性の意見の反映のためには、防災活動の場に女性が参画できる仕組みと、女性自身が自らの意思で積極的に参加するような姿勢や意識改革を進めることが必要です。

そこで、主な取り組みとして、防災分野全般における政策や方針の決定の場への女性の参画を促進し、女性の目線を重視した防災体制の整備、避難所訓練の実施、防災知識の周知などを通して、男女共同参画の視点に基づく地域の防災体制作りに努めます。

以上が7つの基本方針となります。

続いて、11ページをご覧ください。第3章「重点項目」についてです。

男女共同参画の実現に向けた取り組みは、範囲が非常に広く多岐にわたっていることから、さらに的を絞って重点的に取り組んでいく必要があります。そのため、本計画では、「1 男女平等・共同参画社会の実現に向けた意識づくり啓発の推進」、「2 働く女性のための環境整備」の2つを重点項目に設定しています。

まず、重点項目1について、男女共同参画社会を実現するために最も重要なことは意識改革であると考えています。啓発活動による即時効果は、難しい面もありますが、より多くの方に認識を深めていただくことが、あらゆる事業の基本となることから、分かりやすい広報や啓発活動を様々な機会を通じて進めることとしています。

	<p>また、性の多様性を認め合い、尊重し合うことが大切であり、LGBT等性的少数者への理解促進に向けた啓発に努めることとしてします。</p> <p>続いて12ページをご覧ください。重点項目2「働く女性のための環境整備」です。国は、平成27年に女性活躍推進法を制定し、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力のある社会の実現を目指しています。</p> <p>女性の視点や潜在的な労働力を活かすことは、経済の活性化に結び付く重要な課題ですが、実際には、就労や就業継続の面で多くの課題があると言えます。こうした課題に対して、女性が働き続けられる環境の整備に、より積極的に取り組む必要があります。</p> <p>主に、働きたい女性のための就職支援や各種セミナーの開催、事業所内保育所への支援、介護離職防止に向けた支援など国の制度を周知します。また、子育て情報の提供や待機児童解消対策などに取り組むこととしています。</p> <p>続いて13ページをご覧ください。平成24年度の本計画策定時と、平成29年度の間見直し時の現状値を踏まえ、令和5年度までの数値目標を設定しています。</p> <p>地域、家庭、職場における男女平等についてなど、アンケートで取得した現状値に対して、目標値を設定し、進捗状況を把握した上で、効果的な推進に繋げていきたいと考えています。</p> <p>最後に、14ページをご覧ください。第4章 推進体制について、1～5の項目を記載しています。</p> <p>「1 進捗状況の公表」については、重点項目の適切な進行管理として、条例の規定に基づき、報告書を作成して、毎年公表することとしています。</p> <p>「2 庁内推進体制」については、男女共同参画社会の実現は、市民生活のあらゆる分野に関わる問題であることから、様々な施策を総合的に進めるために、関係部局間の連携を深め、職員一人ひとりが男女共同参画社会の実現を行政課題としてとらえ、施策を推進することとしています。</p> <p>「3 審議会の設置」については、条例により市長の諮問機関として男女共同参画審議会を設置することを記載しています。</p> <p>4番目は男女共同参画に関する調査研究を行うこと、5番目は市民や企業、関係機関、団体と協力・連携して総合的に取り組みを進めることとしています。</p> <p>以上、簡単ではありますが、江別市の男女共同参画基本計画中間見直し版についての説明といたします。</p> <p>ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありましたが、これは平成30年度の議論で確定したものですので、確認ということになると思いますが、特に新たに委員となった方など、分からない点や確認等ございましたらお願いいたします。</p> <p>2点質問します。まず、11ページの第3章で「LGBT等の性的少数者への理解促進に向けた啓発活動」について、現在どのようなことが具体的に行われているのか、教えていただきたいです。</p> <p>また、10ページの基本方針7の「防災・災害復興体制の整備」について、基本計画の冊子の中で、被災者が実際に避難所で困っていることについて、「シャワーや入浴</p>
小内会長	
五十嵐委員	

	<p>があまり出来ない」という回答が最も多いとの結果が出ています。たぶん避難所というのは学校が多いと思いますが、女性に限らず、障がい者の方や性的少数者の方にとっても、入浴やシャワーの問題はかなり大変だと思います。</p> <p>避難所での入浴には、自衛隊等の協力も必要だったり、難しいところもあると思いますが、例えば個室での簡易シャワーの用意がある等、私は市内で避難生活を送ったことがないので分かりませんが、現在、避難所の中でシャワーやお風呂がどの程度整備されているのかということ。</p> <p>それと併せて、トイレの問題もあると思います。これは実際にLGBTの当事者の方からも声が上がっているところですが、避難所に男女のトイレしかないため用を足しづらいとか、もちろん入浴の問題もあり、完全に男女でしか分かれていない場合、障がい者や性的少数者といった不便を感じる方が必ずいると思うので、現在、江別市内の避難所で、お風呂やトイレがどの程度、そういった方々のために整備されているのかということをお願いしたいと思います。</p>
事務局 (大橋参事)	<p>まず1点目、LGBT等の性的少数者の理解に対する啓発に向け、実際に江別市で何を行っているかについてですが、市のホームページでLGBT等性的少数者についての説明をしているほか、公共施設のトイレにLGBT等の相談窓口一覧のカードを配置、平成30年度にはLGBTについての男女共同参画セミナーを開催しております。また、男女共同参画のリーフレットの中で、LGBT等の理解を求める説明をしております。</p> <p>2点目の避難所のシャワーや入浴について、江別市でどの程度整備されているかということですが、詳細は危機対策・防災担当に確認させていただきたいので、次回の審議会でお答えしたいと思います、よろしいでしょうか。</p>
五十嵐委員	了
事務局 (大橋参事)	LGBT等の方のトイレや入浴については、国からも配慮するようとの通知が来ておりますので、市として考えてはおりますが、お答えには時間をいただきたいと思います。
小内会長	<p>他にご意見ございますか。</p> <p>(なし)</p>
小内会長	ないようですので、次に進ませていただきます。(2)江別市パートナーシップ宣誓制度の導入について、事務局より説明願います。
事務局 (田中主査)	<p>江別市パートナーシップ宣誓制度の導入について説明します。お手元の資料3をご覧ください。</p> <p>まず1番目、この制度の趣旨ですが、市では、誰もがその人権を尊重され、多様性</p>

を認め合いながら、自分らしく生きることのできる社会の実現を目指す取り組みの一環として、性的少数者に係るパートナーシップ宣誓制度の導入を検討しています。

なお、ここで言う性的少数者というのは、主に、同性愛者、両性愛者、性別に違和感を持っている人などを指しています。

続いて2番目、制度の概要としましては、性的少数者の当事者を含む2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合う関係であることを宣誓することにより、市が宣誓の事実を認め、両者に対して宣誓書受領証を交付するという制度です。

なお、これと同様の制度は、近隣では平成29年6月に札幌市が導入しており、民間の調査では、今年の7月1日現在で全国110の自治体が導入済みで、国内の人口カバー率は37.8%と報告されています。

しかし、この制度には法的な効力がないので、宣誓した者が法的な権利を得られるというものではありません。もちろん、当事者以外の市民の権利が制限されたり、新たな義務が発生するといったこともありません。

あくまでも、市が、2人の関係を婚姻と同等なものとして公認することによって、性的少数者の方々が抱えている生きづらさや不安が少しでも解消されること、そして性的少数者への社会的理解の促進につながることを目的としています。

次に3番目、宣誓を行うことができる対象者として、(1)双方が成年に達していること、(2)双方が市内に住所を有している、または3か月以内に市内への転入を予定していること、(3)双方に配偶者がいないこと、宣誓者以外の者とパートナーシップの関係にないこと、(4)双方が近親者同士の関係にないこと、以上の要件をすべて満たすカップルを対象とします。

その下、4番目から、裏面の8番目までは、現時点において市で想定している具体的な手続きについての記述になりますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

最後に9番目、制度の導入に当たりまして、市では、本制度の趣旨が十分に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知、啓発に努めてまいりたいと考えております。

なお、パートナーシップ宣誓制度の導入に関しまして、今回、参考資料3-①及び3-②をお配りしています。

まず3-①は、前回、書面協議で行われた第1回審議会で、前任の委員の皆様から頂いたご意見と、それに対する市の考え方を集約した一覧となります。

次に3-②は、その第1回審議会で配布した資料の一つで、これまでに調査したパートナーシップ制度導入自治体のうち、札幌市、明石市、大阪市、浦安市、以上4市の要綱の内容についてまとめたものです。

これら第1回審議会の意見なども踏まえて、次回からの審議に当たっていただきたいと考えておりますので、次回までにご精読くださいますようお願いいたします。

説明は以上になります。

小内会長

ただいま、前期の最後に行った審議についての解説がありましたが、確認しておきたいこと等ありましたらお願いいたします。

大西委員	まず、江別市が前向きに導入する方向であるということによろしいでしょうか。
事務局 (大橋参事)	はい。
大西委員	今の段階での具体的なタイムテーブルがあれば教えていただきたいと思います。
事務局 (大橋参事)	現時点での予定について、本日、パートナーシップ宣誓制度について江別市が導入を目指しているという説明を行い、次回の第3回男女共同参画審議会において、具体的な要綱の内容、受けられる行政サービスの内容等を審議していただきたいと考えております。そのご意見をまとめ、第4回審議会を1月頃に開催し、そこで決定させていただき、今年度3月中に制度を開始したいと考えております。
久保委員	<p>2点伺います。制度自体、行政サービスにどうしても特化していくものと思います。それも大事ですが、法の下での平等という考え方を目指しているのであれば、この制度そのものをさらに拡大化、あるいはステップアップしていくという考えはお持ちでしょうか。</p> <p>もうひとつは、札幌市と江別市、さらにどんどん輪が広がっていけばいいと思いますが、そうなると、やはり広域化のようになることを期待してしまうのですが、そういった考え方についてはどうでしょうか。</p>
事務局 (大橋参事)	<p>まず1点目、パートナーシップ制度を法的な同性婚のように拡大していく予定はあるのかというご質問だと思いますが、今の段階ではパートナーシップ制度を導入することで、同性婚を市として進めていくとか、国や道に要望していくという予定はありません。LGBT等の方々の生きづらさを少しでも解消できるように、まずはこの制度を導入したいと考えております。</p> <p>2点目、今後道内でも導入する市町村が増えてくるとと思いますが、連携は必要だと考えておりますので、まずは札幌市に近い内容で導入し、札幌市がさらに拡大するようでしたら、江別市でも検討していきたいと考えております。</p>
小内会長	他にご意見等ございませんか。
工藤委員	<p>今のお答えで分かった部分もありますが、私自身の勉強不足で、この制度は初めて聞いたものですから、このような制度もあるのかと認識したところです。</p> <p>まず確認したかったのは、この制度について、国の考え方は何か示されているのでしょうか。</p> <p>もう一つ、国から各地方公共団体に対して、この制度を促進するよう働きかけのようなものがあつたのかということが気になったのですが、先ほどのお答えの中で、江別市としては国や道へ要望する考えはないということでした。そうなると、私が言っ</p>

<p>事務局 (大橋参事)</p>	<p>たことについては、国などから考え方が示されているということではなく、江別市独自の制度を作って進めていきたいという理解でよろしいですか。</p> <p>パートナーシップ宣誓制度について、国から何かしなさいということは特にないのですが、LGBT等性的少数者に対する差別等をなくしていくことについては、国の方でも考えています。</p> <p>国でパートナーシップ制度を進めていないということもあって、全国の各自治体で市民から要望があり、自治体ごとで独自に制度を施行している状況です。</p>
<p>事務局 (金子部長)</p>	<p>補足ですが、従来から全国的に、国際的に、同性婚をどう考えるかということについて議論されています。同性婚となると、法的な効力や権利、義務、そういったものに影響が出てくる。実際に、同性婚に向けた議論がどちらに進むのか、国レベルではまだ見えてこない段階にあります。</p> <p>その中で、100を超える自治体で、法的な位置付けはともかく、今まさに実際に生きづらさを感じている性的少数者の方々、差別や偏見の目に晒されるといったことを少しでも解消に向けていこうというのが、現在、全国の自治体で行われているパートナーシップを宣誓するという制度です。まずは自治体でできることを始めようということであり、どちらかという、市民意識の醸成というか、そういうものなら市町村でもできる。そういった取り組みだと考えています。</p> <p>法的に二人の関係を制度に組み込ませるとするのは、やはり国レベルで議論していかなければならない。市町村ごとにやり方が違っては、色々困り事が出てきますので、それはやはり法律の問題だということです。</p> <p>江別市としても、市民の意識が性的少数者の方々を差別しない方向、偏見の目で見ない方向を向くような取り組みの一つとして、今回のパートナーシップ宣誓制度について提案しているところです。</p>
<p>小内会長</p>	<p>他に何かございますか。</p>
<p>早瀬委員</p>	<p>偏見を生まない社会という定義で進められるという話ですが、例えば、一方の方が病院に入った時に、もう一方のパートナーが面会できない、病状の説明を求めても、親族ではないため断られるという話をよく聞きます。</p> <p>私は人権擁護委員なので、そういう相談事があつたりしますが、そういったところまでクリアできるようなお考えをお持ちかどうか。もし、それができれば、もっと生きづらさがなくなるような気がします。</p>
<p>事務局 (大橋参事)</p>	<p>ただいま早瀬委員からお話ありましたように、入院や病状の説明は親族でなければできないという病院も多々あります。江別には市立病院もありますので、まずは市立病院から入院手続き、手術の説明や同意といったことを認めてもらえるように進めていきたいと考えております。</p> <p>それから、江別市内の病院に対しては、パートナーシップ宣誓受領証を提示した場</p>

	<p>合はパートナーとして認め、病状説明等の配慮をお願いするというような文書は出したいと考えております。</p>
小内会長	<p>他に何かございますか。</p>
藤王委員	<p>今年度中の導入を目指しているという話ですが、導入がゴールではなく、そこからがスタートだと思います。導入した後に色々な問題点や具体的な内容について話し合うのは、この男女共同参画審議会が継続して行うのか、それともパートナーシップに特化した具体的な見直し案や改善点などを話し合っていく会を作るといった予定はあるでしょうか。</p>
事務局 (大橋参事)	<p>パートナーシップ宣誓制度に関しては、この男女共同参画審議会の中で審議していただき、導入してからも、改善点やサービスの追加等も含め、継続して審議していただきたいと考えております。</p>
小内会長	<p>他にご意見等ございますか。</p>
五十嵐委員	<p>札幌市では2017年にこの制度が導入されましたが、その翌年に、私どもの方から、パートナーシップ宣誓制度を江別市でも導入していただきたいという要望書を市長に出しています。</p> <p>江別市は札幌市に仕事や学校で通われている方も多い中で、札幌市でしかパートナーシップを結べない、居住地を移さないと結べないということで困っている方が結構いるという話を聞いていたので、なるべく早く、札幌市のベッドタウンである江別市も導入してほしいところでした。</p> <p>まず、パートナーシップ宣誓制度を江別市で導入しようという話が、いつ頃から出たのかということ。それから、2017年から江別市が導入するまでに4、5年かかっていますが、どうしてこれほど時間がかかったのかということについてお聞きしたいです。</p>
事務局 (大橋参事)	<p>まず、平成31年に市長宛てに要望書を受けておりますが、市長としても導入について調査研究し、検討していくという話だったと記憶しています。</p> <p>その後、まずはLGBT等性的少数者に対する理解を深めていただくことに力を入れるということで、男女共同参画セミナーでLGBTの方を講師にお迎えしてお話しいただいたり、リーフレットにLGBT等の説明を入れたり、相談窓口について書かれたカードをトイレに置いたり、意識啓発に努めてきました。</p> <p>その間に、導入している他の自治体の制度の内容、要綱、行政サービス等を調べながら、3年ほどかかってしまいましたが、令和2年になってから具体的に検討を進めていこうという話になり、令和3年3月に行った男女共同参画審議会の書面協議の中で、パートナーシップ制度について検討していただきたいというお話をさせていただいたところです。</p>

小内会長	他に何かございますか。
浦嶋委員	江別市がこの問題について前進するような報告をいただいて、ありがたいと感じている人がたくさんいると思います。これを市民にも知らせることについても言っていたので、それは絶対大切なことだと思いますし、病院についても、そういった要望があったことを改善していきたいということですが、現在、全道で他にどこかで導入を予定している自治体がありましたら教えていただきたい。
事務局 (大橋参事)	現在導入しているのは札幌市のみですが、導入を検討している市町村としては、北見市と函館市が、来年度早々には導入するのではないかとという情報はあります。
小内会長	他に何かございますか。  (なし)
小内会長	具体的な話し合いは次回ということで、本日初めて資料を配られ目を通された方も多いたと思います。特に参考資料3-②については、4つの市の制度の違いなどがまとまっていますので、ぜひ次回までに目を通していただければと思います。 それでは、本日は確認ということですので、この議題についてはこれで終わりにしたいと思います。よろしいでしょうか。
各委員	異議なし
小内会長	それでは、次第7「その他」について、各委員から何かございますか。  (なし)
小内会長	事務局から何かございますか。
事務局 (田中主査)	特にございません。
小内会長	それでは、第2回男女共同参画審議会を閉会します。非常に活発に色々ご意見を出していただき、ありがとうございました。お疲れ様でした。